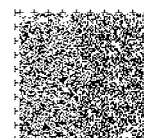


# 第3章 施策の円滑な 推進

第1節 連携・協力の確保

第2節 理解促進・広報啓発に係る  
取組等の推進





## 第3章 施策の円滑な推進

### 第1節 連携・協力の確保

県の障がい者施策を一体的に推進し、総合的な企画立案及び横断的な調整を確保するため、各部局間の緊密な連携・協力を図ります。

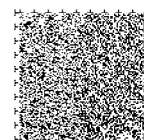
また、障がいのある人の地域移行を推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう実効性ある形で取組を実施していくためには、県内市町村との連携・協力が必要不可欠です。このため、市町村との連携・協力体制の一層の強化を図るとともに、他の地方自治体において優良かつ先進的な取組やモデルを実施している場合は、その知見も活かしつつ施策を展開します。

このほかにも、障がいのある人の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、県における様々な活動の実施に当たっては、障がい者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努めます。特に、障がいのある人の自立及び社会参加の支援に当たり、障がい者団体等の自主的な活動は重要な役割を果たしており、本計画の推進に当たっては、これらの団体等との情報共有等の一層の促進を図ります。

### 第2節 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

#### 1 重点的に理解促進等を図る事項

- ① 障がいのある人とない人が、お互いに、障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、県民の理解促進に努めます。また、本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や「社会モデル」の考え方について、必要な広報啓発を推進します。
- ② 知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がいなど、より一層の県民の理解が必要な障がいや、外見からは分かりにくい障がいについて、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。
- ③ 点字、手話、視覚障がい者誘導用ブロック、身体障がい者補助犬、障がい者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。



- ④ 障がい者団体等が作成する啓発・周知のためのマーク等について、関連する事業者等の協力の下、県民に対する情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図ります。
- ⑤ 児童、生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## 2 理解促進等に当たり配慮する事項

障がい者施策は幅広い県民の理解を得ながら進めていくことが重要であることから、下記のとおり理解促進のための取組を推進します。

- ① 行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。
- ② 地域社会における障がいのある人への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図るとともに、NPO、ボランティア団体等、障がいのある人も含む多様な主体による障がいのある人のための取組を促進するため、必要な活動環境の整備を図ります。
- ③ 他の地方自治体の取組等に関する調査研究や先進的な事例の紹介等に努めます。
- ④ 障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事などでは、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。
- ⑤ 障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との相互理解を深めるための活動を一層促進するとともに、小・中学校等の特別活動等における、障がいのある人に対する理解と認識を深めるための指導を推進します。

